

大分県報

平成二十四年

号外(四二)

十二月二十一日

(金曜日)

目次

条例

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定
指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定
指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則（第一条～第四条）

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 基本方針（第五条）

第二節 人員に関する基準（第六条～第八条）

第三節 設備に関する基準（第九条）

第四節 運営に関する基準（第十条～第四十四条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十五条～第四十九条）

第三章 療養介護

平成二十四年十二月二十一日

第一節 基本方針（第五十条）

第二節 人員に関する基準（第五十一条～第五十二条）

第三節 設備に関する基準（第五十三条）

第四節 運営に関する基準（第五十四条～第七十七条）

第四章 生活介護

第一節 基本方針（第七十八条）

第二節 人員に関する基準（第七十九条～第八十一条）

第三節 設備に関する基準（第八十二条）

第四節 運営に関する基準（第八十三条～第九十四条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十五条～九十七条）

第六章 短期入所

第一節 基本方針（第九十八条）

第二節 人員に関する基準（第九十九条～第一百条）

第三節 設備に関する基準（第一百一条）

第四節 運営に関する基準（第一百二条～第一百九条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（百十条～百十一条）

第六章 重度障害者等包括支援

第一節 基本方針（第一百十二条）

第二節 人員に関する基準（第一百十三条～第一百十四条）

第三節 設備に関する基準（第一百十五条）

第四節 運営に関する基準（第一百十六条～第一百二十二条）

第七章 共同生活介護

第一節 基本方針（第一百二十三条）

第二節 人員に関する基準（第一百二十四条～第一百二十五条）

第三節 設備に関する基準（第一百二十六条）

第四節 運営に関する基準（第一百二十七条～第一百四十条）

第八章 自立訓練（機能訓練）

第一節 基本方針（第一百四十二条）

第二節 人員に関する基準（第一百四十二条～第一百四十三条）

第三節 設備に関する基準（第一百四十四条）

第四節 運営に関する基準（第一百四十五条～第一百四十八条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百四十九条～第一百五十条）

大分県報号外（条例）

第九章 自立訓練（生活訓練）

第一節 基本方針（第一百五十二条）

第二節 人員に関する基準（第一百五十二条・第一百五十三条）

第三節 設備に関する基準（第一百五十四条）

第四節 運営に関する基準（第一百五十五条—第一百五十八条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百五十九条・第一百六十条）

第十章 就労移行支援

第一節 基本方針（第一百六十二条）

第二節 人員に関する基準（第一百六十二条—第一百六十四条）

第三節 設備に関する基準（第一百六十五条・第一百六十六条）

第四節 運営に関する基準（第一百六十七条—第一百七十二条）

第十一章 就労継続支援A型

第一節 基本方針（第一百七十二条）

第二節 人員に関する基準（第一百七十三条・第一百七十四条）

第三節 設備に関する基準（第一百七十五条）

第四節 運営に関する基準（第一百七十六条—第一百八十四条）

第十二章 就労継続支援B型

第一節 基本方針（第一百八十五条）

第二節 人員に関する基準（第一百八十六条）

第三節 設備に関する基準（第一百八十七条）

第四節 運営に関する基準（第一百八十八条・第一百八十九条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百九十一条—第一百九十三条）

第十三章 共同生活援助

第一節 基本方針（第一百九十四条）

第二節 人員に関する基準（第一百九十五条・第一百九十六条）

第三節 設備に関する基準（第一百九十七条）

第四節 運営に関する基準（第一百九十八条—第二百条）

多機能型に関する特例（第二百一条・第二百二条）

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第二百三条・第二百四条）

第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百五条—第二百九条）

（第二百九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十条第一項第二号イ、第三十六条第三項第一号並びに第四十三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。

二 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該

指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。

三 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等

につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び令第四十二条

の二によって読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療

（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定

方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項

に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療に

つき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

四 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は

法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により支給決定障害者

（法第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定

障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介

護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。

五 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者

が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

六 多機能型

第七十八条に規定する指定生活介護の事業、第一百四十一條に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第一百五十一條に規定する指定就労移行支援の事業、第一百七十二条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第一百八十五條に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十八号。以下「指定通所支援事業基準条例」という。）第五条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援事業基準条例第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援事業基準条例第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所支援事業基準条例第八十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援事業基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（申請者の要件）

第三条 法第三十六条第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第四条 指定障害福祉サービス事業者（第三章、第四章及び第七章から第十三章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

（従業者の員数）

第六条 指定居宅介護の事業を行なう者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下この節及び第四節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第五条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適かつ効果的に行なうものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であつて常時介護をする障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適かつ効果的に行なうものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時ににおいて、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適かつ効果的に行なうものでなければならぬ。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適かつ効果的に行なうものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

つ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、同項の事業の規模は推定数とする。

（管理者）

第七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第八条 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第九条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第十一条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行つたときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十一条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第十三条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

第十四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によつて、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

（介護給付費の支給の申請に係る援助）

第十六条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等との他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対しても適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十九条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

第二十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した都度、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならぬ。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金額の支払の範囲等)

第二十一条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対しても金銭の支払を求める能够性がある場合は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、支給決定障害者等に對し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までの規定により支払を受けるときは、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第二十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から

当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第二十三条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項（法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

二十四条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第二十二条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に對して交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針等)

第二十五条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、第五条の基本方針及び前二項の規定に基づき規則で定めるところによる。

（居宅介護計画の作成）

第二十六条 サービス提供責任者（第六条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。
（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第二十七条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第二十八条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者等に関する市町村への通知）

第二十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第三十条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵

守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

第三十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第三十五条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

（運営規程）

第三十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあつてはならない。

第三十三条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によつて指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第三十四条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

第三十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第三十六条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知

り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務

上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

第三十七条（情報の提供等）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第三十八条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族に対する対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情解決）

第三十九条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十二条第二項の規定に

より知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第四十八条第一項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 指定居宅介護事業者は、知事、市町村又は市町村長から求めがあつた場合には、第三項から前項までの改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。
（事故発生時の対応）

第四十条（指定居宅介護事業者の事故による損害賠償）

指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第四十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなればならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

（暴力団関係者の排除）

指定居宅介護事業者は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除

条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいふ。）の支配を受けてはならない。

（準用）

第四十四条 第十条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第三十一条」と、第二十二条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十二条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第八条において準用する第六条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第三十五条」と、第三十二条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第十条から第三十一条まで及び第三十三条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第三十一条」と、第二十二条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第三十一条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第三十五条」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（従業者の員数）

第四十五条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。
2 離島その他の地域であつて規則で定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。

第四十六条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に從事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（設備及び備品等）

第四十七条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行つたために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第四十八条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族及び当該利用者に係る次条第一項において準用する第二十六条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対する適切な指導その他の必要な措置を講じなければならない。

（運営に関する基準）

第四十九条 第五条第一項及び前節（第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条、第三十二条及び第四十四条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第三十一条」と、第二十二条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十五条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第三十五条」と読み替えるものとする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

（管理者）

いて準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第四十九条第二項において準用する第二十二条」と、第二十二条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第四十九条第二項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは、「第四十九条第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは、「第四十五条第三項」と、第三十二条第三項中「第二十六条」とあるのは、「第四十九条第二項において準用する第二十二条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは、「第四十九条第二項において準用する第三十五条」と、第四十八条第二項中「次条第一項」とあるのは、「次条第二項」と読み替えるものとす

げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上
ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことの一を加えて得た数以上

は、「第四十九条第二項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは、「第四十九条第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは、「第四十五条第三項」と、第三十二条第三項中「第二十六条」とあるのは、「第四十九条第二項において準用する第二十二条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは、「第四十九条第二項において準用する第三十五条」と、第四十八条第二項中「次条第一項」とあるのは、「次条第二項」と読み替えるものとす

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものとす

4 第一項に規定する指定療養介護事業所の従業者（同項第一号及び第二号に掲げる者を除く。）は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
6 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十三条第三項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第五十三条第三項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十九号。第五十三条第三項において「指定障害児入所施設基準条例」という。）第五十三条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定医療機関（児童福祉法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。）の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保してることをもつて、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができる。

二 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上
一 医師 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

二 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上

三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができる。
四 サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、イ又はロに掲

当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第三節 設備に関する基準

第五十三条 指定療養介護事業所は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならぬ。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。

3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設基準条例第五十四条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

（契約支給量の報告等）

第五十四条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前二項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（サービスの提供の記録）

第五十五条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決

定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第十九条第一項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより

るにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便益に要する費用のうち規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受け取ることができる。

4 指定療養介護事業者は、前二項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用のうち規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受け取なければならない。

5 指定療養介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第五十七条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費の額に係る通知等）

第五十八条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第五十六条第二項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（指定療養介護の取扱方針）

第五十九条 指定療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第六十条 (療養介護計画の作成等)

指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びそ

の家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療

養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

第五十六条 (看護及び医学的管理の下における介護)

1 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。

3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定療養介護事業者は、前二項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対しても説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、

もに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定める方法により行わなければならない。

第六十二条 (第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。)

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(相談及び援助)

11 サービス管理責任者は、前各項に規定する業務のほか、規則で定める業務を行わなければならない。

(機能訓練)

12 サービス管理責任者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

13 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。

14 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。

15 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

16 指定療養介護事業者は、前二項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

17 指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

18 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

第六十四条 (指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。)

の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第六十五条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行つてはいるときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者に関する市町村への通知）

第六十六条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 1 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正な行為によつて介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。
- 3 借りの他の管理を一元的に行わなければならぬ。
- 4 指定療養介護事業所の管理者は、當該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。

（管理者の責務）

第六十七条 指定療養介護事業所の管理者は、當該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第六十八条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要な事項に関する運営規程（第七十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

（勤務体制の確保等）

第六十九条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよ

う、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、當該指定療養介護事業所の従業者

によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第七十条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行つてはならな

い。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第七十一条 指定療養介護事業者は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ことに非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを従業者に周知しなければならない。

い。

2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的な計画並びに通報体制及び連携体制は、施設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない。

4 指定療養介護事業者は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。

5 指定療養介護事業者は、災害時に他の障害福祉サービス事業を行つる事業所利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

第七十二条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（掲示）

第七十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第七十四条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たつては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行つてはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し

なければならない。
(地域との連携等)

第七十五条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第七十六条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第七十七条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで及び第四十三条の規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第六十八条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と読み替えるものとする。

第四章 生活介護

第一節 基本方針

第七十八条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第七十九条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該

事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数及び第十六章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 イから二までに定めるところによる。

二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第八章、第九章及び第十六章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 イから二までに定めるところによる。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害程度区分（規則で定める

ところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ

(1)から(3)までに掲げる数とする。

(1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上

(2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上

(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上

ロ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、一以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行ったために必要な数とする。

二 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、一以上とする。

三 サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上

ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上

ロ 利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものとをいう。

4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第一項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第八十条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サ

ービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第八十一条 第五十二条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

(準用)

第三節 設備に関する基準

第八十二条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、規則で定める。

第四節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第八十三条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受ける

3 指定生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受け取ることができる。

4 指定生活介護事業者は、前二項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(介護)

第八十四条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他の日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 指定生活介護事業者は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第八十五条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消防設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

5 指定生活介護事業者は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(工賃の支払)

第八十六条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

第八十七条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

(食事)

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

5 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、地域で生産された食材を活用するとともに、季節を感じられる食事を提供するよう努めるものとする。

(健康管理)

第八十八条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康管理のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第八十九条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいづれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によつて介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第九十条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要な事項に関する運営規程（第九十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

(衛生管理等)

第九十一条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第九十二条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。

(掲示)

第九十三条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(準用)

第九十四条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、

第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条（第三項後段を除く。）及び第七十

四条から第七十六条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十三条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第

二項」とあるのは「第八十三条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

第九十五条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第二百五条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者（指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対しても指定通所介護（指定居宅サービス基準条例第一百条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス基準条例第一百三条第一項に規定する食堂及び同項に規定する機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第九十六条 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供され

てないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行なう指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

（準用）

第九十七条 第四十三条及び第八十三条第二項から第五項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第五章 短期入所

第一节 基本方針

第九十八条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行なうものでなければならない。

第二节 人員に関する基準

（従業者の員数）

第九十九条 法第五条第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 指定障害者支援施設その他の法第五条第八項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二 第百二十四条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、第一百五十二条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（施行規則第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は第百九十五条第一項に規定する指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それ

入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

- イ 指定短期入所と同時に第百二十三条に規定する指定共同生活介護、第百五十一条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（施行規則第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第百九十四条に規定する指定共同生活援助（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第百二十四条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第百五十二条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第百九十五条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
- ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数
- (1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下のとき 一以上
- (2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えるとき 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 二 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。
- 一 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
- 二 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それ
- ぞれイ又はロに定める数
- イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第三百三条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。（利用者負担額等の受領）

第四百四条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち規則で定める費用の支払を支給決定障害者等から受けたものとする。

4 指定短期入所事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定短期入所事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。（指定短期入所の取扱方針）

第一百五条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。（サービスの提供）

第一百六条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。

5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に提供しなければならない。

6 利用者の食事は、地域で生産された食材を活用するとともに、季節を感じられる食事を提供するよう努めるものとする。（運営規程）

第一百七条 指定短期入所事業者は、規則で定める事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

（定員の遵守）

第一百八条 指定短期入所事業者は、規則で定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第一百九条 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、第二十九条、第三十六条から第四十三条まで、第六十一条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十四条、第七十五条、第八十八条及び第九十一条から第九十三条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百七条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百四条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第一百四条第二項」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第一百九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第一百十条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この条において「基準該当短期入所事業者」とい

う。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対しても指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の一日前たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通りサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

四 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。（準用）

第一百十一条 第四十三条及び第一百四条第二項から第五項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第六章 重度障害者等包括支援

第一節 基本方針

第一百十二条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準 (従業者の員数)

第一百十三条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下「指定重度障害者等包括支援」）

事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第百九十五条第一項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第百六条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を一以上置かなければならぬ。

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行ふ者として規則で定めるものでなければならない。

4 第二項のサービス提供責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。（準用）

第一百十四条 第七条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第一百十五条 第九条第一項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

第一百十六条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

（実施主体）
（事業所の体制）

第一百十七条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に隨時対応できる体制を有していかなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していかなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していかなければならない。

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第一百十八条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十四号）又は障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十七号）に規定する基準を満

たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する

指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）

第一百十九条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス利用計画の作成）

第一百二十条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議

（サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。

（運営規程）

第一百二十二条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

（準用）

第一百二十三条 第十条から第二十二条まで、第二十四条、第二十八条、第二十九条、第三十一条から第四十三条まで及び第六十七条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百二十二条において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百二十二条において準用する第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

第七章 共同生活介護

第一節 基本方針

第一百二十四条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第一百二十四条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならぬ。

一 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した

数以上

二 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

4 サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

イ 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。）第二条第三号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第二条第四号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分省令第二条第五号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

二 区分省令第二条第六号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三 サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数

の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が三十以下のとき 一以上

ロ 利用者の数が三十を超えるとき 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（管理者）
第一百一十五条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。
2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

第一百一十六条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようしなければならない。
2 指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとする。
3 共同生活住居は、「以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

4 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流ができる設備

を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

三 前項に定めるもののほか、共同生活住居の設備等の基準は、規則で定める。

第四節 運営に関する基準

（入退居）

第一百一十七条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第一百一十八条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。
2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第一百一十九条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障

害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
3 指定共同生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受け取ることができる。

領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にそじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第一百三十条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（指定共同生活介護の取扱方針）

第一百三十一条 指定共同生活介護事業者は、第百四十条において準用する第六十条に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう

説明を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第一百三十二条 サービス管理責任者は、第百四十条において準用する第六十条（第十一項を除く。）に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

（介護及び家事等）

第一百三十三条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第一百三十四条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第一百三十五条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

（勤務体制の確保等）

第一百三十六条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるように、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共

同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確實に行うことができる場合は、この限りでない。

- 4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者を行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第一百三十七条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第一百三十八条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第一百三十九条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第一百四十条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十五条、第六十条（第一項を除く。）、第六十一条、第六十七条、第七十一条、第七十四条から第七十六条まで、第八十九条、第九十一条及び第九十三条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百三十五条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百二十九条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第一百二十九条第二項」と、第六十条（第一項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第九十三条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第一百三十九条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第一節 基本方針

第一百四十二条 自立訓練（機能訓練）（施行規則第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練））をいう。以下同じ。」に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」）事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百四十二条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならぬ。

一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 イからニまでに定めるところによる。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
ロ 看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。
ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

ニ 生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

二 サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上
ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う指定自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第一項、第二項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

8 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第一百四十三条 第五十二条及び第八十条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第一百四十四条 第八十二条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

（利用者負担額等の受領）

第一百四十五条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領收証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行

い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（訓練）

第一百四十六条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて訓練を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第一百四十七条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第百六十二条第一項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

（準用）

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡・相談等を行わなければならない。

（準用）

第一百四十八条

第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十八条、第三十条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条（第三項後段を除く。）、第七十四条から第七十六条まで及び第八十七条から第九十三条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百四十八条において準用する第九十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百四十五条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第一百四十五条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百四十八条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第九十条中「第九十三条」とあるのは「第一百四十八条に

において準用する第九十三条」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第一百四十八条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

第一百四十九条 基準該当自立訓練（機能訓練）の基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）
自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百五条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」といふ。）の事業を行う者（以下この条において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関する満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- 二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第一百五十条 第四十三条及び第一百四十五条第二項から第五項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第九章 自立訓練（生活訓練）

第一節 基本方針

第一百五十二条 自立訓練（生活訓練）（施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練））をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」といふ。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対する支援、訓練その他の便宜を規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第一百五十二条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

- 一 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除した数とロに掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上
- 二 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、施行規則第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練に係るもの）の利用者

ロ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、施行規則第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練に係るもの）の利用者

二 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、一以上

三 サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる利用者の数

イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上

ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第一号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一以上とする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」といふ。）を提供する場合は、前二項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

4 第一項（第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 第一項及び第二項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指

定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号又は第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第一百五十三条 第五十二条及び第八十条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第一百五十四条 指定自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、規則で定める。

3 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第一項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、居室の基準は次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

4 前項に規定するもののほか、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の居室及び浴室の基準は、規則で定める。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

4 前項に規定するもののほか、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の居室及び浴室の基準は、規則で定める。

第四節 運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

第一百五十五条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した都度、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならぬ。い。

（利用者負担額等の受領）

第一百五十六条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第一項及び第二項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

5 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領收証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第三項及び第四項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（記録の整備）

第一百五十七条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から五年間保存しなければならない。

（準用）

第一百五十八条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条（指定宿泊型自立訓練の事業以外の指定自立訓練（生活訓練）の事業にあつては、第三項後段を除く。）、第七十四条、第七十五条、第八十七条から第九十三条まで、第一百三十条、第一百四十六条及び第一百四十七条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中

〔第三十一条〕とあるのは「第一百五十八条において準用する第九十条」と、第二十一条第

二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第一百五十六条第一項から第四項まで」と、第二十三条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第一百五十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百五十八条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第九十条中「第九十三条」とあるのは「第一百五十八条において準用する第九十三条」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第一百五十八条において準用する前条」と、第一百三十条中「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第一百五十六条第一項から第四項まで」とあるのは「第一百五十八条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第九十条中「第九十三条」とあるのは「第一百五十八条において準用する第九十三条」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第一百五十八条において準用する前条」と、第一百三十条中「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

（準用）
第一百六十条 第四十三条及び第一百四十五条第二項から第五項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第十章 就労移行支援

第一節 基本方針

第一百六十一条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の九に規定する者に対して、施行規則第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

（従業者の員数）

第一百五十九条

自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百五条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」といふ。）の事業を行う者（以下この条において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対し、指定通所介護を提供すること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とする以上の数以上であること。

四 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対する適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（従業者の員数）

第一百六十二条 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならぬ。

（従業者の員数）

（従業者の員数）

この限りでない。

第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

第一項第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第六百六十三条 前条の規定にかかるわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省令第二号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下「認定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならぬ。

- 一 職業指導員及び生活支援員 イからハまでに定めるところによる。
イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
- ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。
- ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。

- 二 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上
ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第四項まで及び第六項の規定を準用する。

第一百六十四条 第五十二条及び第八十条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

（準用）

第三節 設備に関する基準
(認定指定就労移行支援事業所の設備)
第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第一百六十五条 第五十二条及び第八十条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、第八十条の規定は、適用しない。

第一百七十二条 第十一条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条（第三項後段を除く。）、第七十二条から第七十六条まで、第八十五条から第九十三条まで、第一百三十条、第一百四十五条及び第一百四十六条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百七十二条において準用する第九十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百七十二条において準用する

施設として必要とされる設備を有することとする。
(準用)

第一百六十六条 第八十二条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

（実習の実施）

第一百六十七条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第百七十二条において準用する第六十条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第一百六十八条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第一百六十九条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

（就職状況の報告）

第一百七十条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

（準用）

第一百七十二条 第十一条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条（第三項後段を除く。）、第七十二条から第七十六条まで、第八十五条から第九十三条まで、第一百三十条、第一百四十五条及び第一百四十六条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百七十二条において準用する第九十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百七十二条において準用する

第一百四十五条第一項」と、第二十三条中「支給決定障害者等の」とあるのは、「支給決定障害者（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは、「当該支給決定障害者」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは、「第二十二条第二項に規定する前項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第二百七十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「就労移行支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは、「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第九十条中「第九十条」であるのは、「第二百七十二条において準用する前項」と、第二百三十条中「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）」が「とあるのは、「支給決定障害者（規則で定める者に限る。以下この条において同じ。）」が」と読み替えるものとする。

第十一章 就労継続支援A型

第一節 基本方針

施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第一百七十二条 指定就労継続支援A型の事業を行なう者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」といふ。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならぬ。

- 一 職業指導員及び生活支援員 イからハまでに定めるところによる。
- イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
- ロ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とする。
- ハ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とする。

- 二 サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上	口 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
3 第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。	5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
（准用）	（准用）
第一百七十四条 第五十二条及び第八十条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。	第一百七十四条 第五十二条及び第八十条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。
（実施主体）	（実施主体）
第一百七十六条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は、専ら社会福祉事業を行なう者でなければならない。	2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならない。
（雇用契約の締結等）	（雇用契約の締結等）
第一百七十七条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。	2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第二百八十五条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行なう者を除く。）は、施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

第一百七十八条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならぬ。

(賃金及び工賃)
指定就労継続支援A型事業者は、第百七十七条第一項に規定する利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

第一百七十九条 指定就労継続支援A型事業者は、第百七十七条第二項の規定により雇用契約を締結せず
に指定就労継続支援A型の提供を受ける利用者（以下この条において「雇用契約を締結しない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、三千円を下回つてはならない。

(実習の実施)

第一百八十一条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第百八十四条において準用する第六十条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

第一百八十二条 第百八十四条において準用する第六十条の就労継続支援A型計画と、第二十一条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百八十四条において準用する第九十条」と、第二十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する第百四十五条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百八十四条において準用する第百四十五条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第九十条中「第九十三条」とあるのは「第百八十四条において準用する第九十三条」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第百八十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十二章 就労継続支援B型

第一節 基本方針

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第一百八十三条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第一百八十二条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障

害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)
指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、規則で定める数を超えて雇用してはならない。

第一百八十四条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条（第三項後段を除く。）、第七十四条から第七十六条まで、第八十七条から第九十三条まで、第一百四十五条、第一百四十六条及び第一百七十条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百八十四条において準用する第九十条」と、第二十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する第百四十五条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百八十四条において準用する第百四十五条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第九十条中「第九十三条」とあるのは「第百八十四条において準用する第九十三条」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第百八十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十三章 就労継続支援B型

第一節 基本方針

第一百八十五条 施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」といふ。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第一百八十六条 第五十二条、第八十条及び第百七十三条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第一百八十七条 第百七十五條の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(工賃の支払等)

第一百八十八条 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）は、三千円を下回ってはならない。

3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(準用)

第一百八十九条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条から第六十一

条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条（第三項後段を除く。）、第七

十四条から第七十六条まで、第八十五条、第八十七条から第九十三条まで、第一百四十五条、第一百四十六条及び第一百八十一条から第一百八十二条までの規定は、指定就労継続支援B型事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百八十九条において準用する第九十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百八十九条において準用する第一百四十五条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第一百八十九条において準用する第一百四十五条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百八十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第九十条中「第九十三条」とあるのは「第一百八十九条において準用する第九十三条」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第一百八十九条において準用する前条」と、第一百八十一条第一項中「第一百八十四条」とあるのは「第一百八十九条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

（実施主体等）

第一百九十条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第二百五条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）は、社会福祉法第二条十八条第一項第四号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）ごとに、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十号。以下「保護施設等基準条例」という。）第三十五条に掲げる職員のうちから一人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

3 基準該当就労継続支援B型事業所は、保護施設等基準条例に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。
(運営規程)
要とされる設備を有しなければならない。

第一百九十二条 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

(工賃の支払)

第一百九十三条 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(準用)

第一百九十三条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一

条、第二十四条（第一項を除く。）、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十二条、第五十九条から第六十一条まで、第六十九条、第七十一条（第三項後段を除く。）、第七十四条から第七十六条まで、第八十五条、第八十八条、第八十九条、第九十一条から第九十三条まで、第一百四十五条（第一項を除く。）、第一百四十六条、第一百八十一条から第一百八十二条まで及び第一百八十五条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百九十二条」と、第二十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百九十三条におい

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

平成二十四年十二月二十一日

大分県報号外（条例）

三一

と、第九十三条中「前条の協力医療機関」とあるのは、「第二百条において準用する第百三十九条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百三十一条第一項及び第百三十二条中「第百四十条」とあるのは、「第二百条」と、第百三十四条第一項中「指定生活介護事業所等」とあるのは、「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

第十四章 多機能型に関する特例

（従業者の員数等に関する特例）

第二百一条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（指定通所支援事業基準条例第六条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援事業基準条例第六十三条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援事業基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。次項において同じ。）と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十九条第六項、第一百四十二条第六項及び第七項、第一百五十二条第六項、第一百六十二条第四項及び第五項並びに第一百七十三条第四項（第一百八十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤にすれば足りる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十九条第一項第三号及び第七項、第一百四十二条第一項第二号及び第八項、第一百五十二条第一項第三号及び第七項、第一百六十二条第一項第三号及び第六項並びに第一百七十三条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第一百八十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち規則で定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は常勤でなければならぬ。

- 一 利用者の数の合計が六十以下のとき 一以上
二 利用者の数の合計が六十を超えるとき 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
(設備の特例)

第二百二条 多機能型事業所について

つ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

（従業者の員数に関する特例）

第二百三条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。）及び指定共同生活援助事業所（以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第百二十四条第一項第一号及び第三号並びに第一百九十五条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を同一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を六で除した数以上

二 サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、又は口に掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ又は口に掲げる数

イ 利用者の数の合計が三十以下のとき 一以上

ロ 利用者の数の合計が三十を超えるとき 一に、利用者の数の合計が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

（設備及び定員の遵守に関する特例）

第二百四条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所において

は、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第一百二十六条（第一百九十七条において準用する場合を含む。）及び第一百三十八条（第二百条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

第二百五条 離島その他の地域であつて規則で定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであつて、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用する事が困難なものにおける生活介護に係る基準

該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」といふ。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）

に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」といふ。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」といふ。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち二以上の事業を一體的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に關して満たすべき基準は、次条から第二百九条までに定めるところによる。

（従業者の員数）

第二百六条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う

事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならぬ。

一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。）

二 看護職員 一以上（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

三 理学療法士又は作業療法士 一以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

四 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数及びロに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上

イ 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練（機能訓練）及び特定基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者

ロ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者

五 職業指導員 一以上（特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。）

六 サービス管理責任者 一以上

サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらに代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能

力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 第一項第六号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

4 第一項第六号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。（管理者）

第二百八条 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、その利用定員を十人以上とする。

（準用）

第二百九条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一

条、第二十四条第二項、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条、第六十条、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条（第三項後段を除く。）、第七十六条、第八十二条、第九十条及び第九十三条の規定は、特定基準該当障害

福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百九条第一項において準用する第九十条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十二条第二項中「次

条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百九条第二項において準用する第八十三条第二項及び第三項、第二百九条第三項及び第五項において準用する第一百四十五条第二項及び第三項並びに第二百九条第四項において準用する第一百五十六条第二項及び第三項」と、第

二四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百九条第二項において準用する第八十三条第二項、第二百九条第三項及び第五項において準用する第一百四十五条第二項及び第二百九条第四項において準用する第一百五十六条第二項」と、第三十六条第三項中

「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十一

条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害

福祉サービス計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画）」

ビス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第二百九条第二項から第五項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

第六十一条、第七十四条、第七十五条、第七十八条、第八十三条（第一項を除く。）、第八十四条（第五項を除く。）、第八十五条から第八十九条まで、第九十一条及び第九十二条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行なう者に限る。）について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第七十八条中「生活介護に係る指定障害福

祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十三条（第一項を除く。）中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十四条第六項、第八十七条第四項及び第九十一条第二項中「指定生活介護事

業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

除く。）及び第一百四十七条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能

訓練)」と、第八十七条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」(施行規則第百四十二条)。

基準認定障害福祉サービス事業所」と「第百四十一條中「自己訓練（機能訓練）」（旅行規則）」に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）とあるのは「特定基準

該当自立訓練（機能訓練）」と、第一百四十五条（第一項を除く。）中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第一百四十六条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当章害福祉サレジス事業

所」と読み替えるものとする。

第六十二条、第七十四条、第七十五条、第八十七条から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第一百四十六条（第三項を除く。）、第一百四十七条第二項、第一百五十一条及び

第一百五十六条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。

平成二十四年十二月二十一日

この場合において、第七十四条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第八十七条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百四十六条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百五十一条中「自立訓練（生活訓練）（施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練））をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第一百五十六条（第一項及び第四項を除く。）中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第六十一条、第七十四条、第七十五条、第八十五条、第八十七条から第八十九条まで、第九十条、第九十二条、第一百四十五条（第一項を除く。）、第一百四十六条（第三項を除く。）、第一百八十八条から第一百八十二条まで、第一百八十五条及び第一百八十八条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十七条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百四十五条（第一項を除く。）中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第一百四十六条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百八十条第一項中「第一百八十四条」とあるのは「第二百九条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第一百八十五条中「施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、「同号」とあるのは「施行規則第六条の十第二号」と読み替えるものとする。

第十七章 雜則

(委任)

第一百十条 この条例

める。

付
川

大分県報号外
（條列）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
 （指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置）

2 当分の間、第一号の規則で定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第七十九条第一項第二号イの規定にかかるらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

一 次のイからハまでに掲げる利用者（規則で定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる数
 イ 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数

ロ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

ハ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

二 前号の規則で定める者である利用者の数を十で除した数

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合の同項の利用者の数は、推定数による。

（地域移行型ホームの特例）

4 平成二十四年三月三十一日において障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定基準省令」という。）附則第七条第一項の規定により指定共同生活介護の事業等を行っている者については、第一百二十六条第一項（第一百九十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合に限り、指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

（平成十八年十月一日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行なう者に関する特例）

5 指定共同生活援助事業者（平成十八年十月一日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第一百二十六条第一項（第一百九十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所に関する特例）

6 指定共同生活援助事業者は、平成十八年十月一日前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めたものにおいて、指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、平成二十七年三月三十一日までの間、当該事業所（以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」という。）には、第一百

二十四条第一項第二号に掲げる生活支援員及び同項第三号に掲げるサービス管理責任者を置くことができる。

一 平成十八年十月一日前から居宅介護の支給決定を受けている利用者が、同日以降も引き続き入居していること。

二 生活支援員を置くことが困難であること。

（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における運営に関する特例）

7 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における指定共同生活介護の事業については、第一百四十条において準用する第六十条及び第一百三十三条第三項の規定は適用しない。

8 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、第一百四十条において準用する第六十七条に掲げる業務のほか、第一百三十二条の規定による規則に定める業務を行うものとする。

（経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例）

9 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において指定共同生活介護の事業等を一体的に行なう指定共同生活援助事業所（以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。）については、平成二十七年三月三十一日までの間、第一百九十五条第一項第二号のサービス管理責任者を置かないことができる。

10 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業について、第二百条において準用する第六十条の規定は適用しない。

11 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所の管理者は、第二百条において準用する第六十七条に掲げる業務のほか、第二百条において準用する第一百三十二条の規定による規則に定める業務を行うものとする。

12 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行なうもの及び経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第十五章の規定を準用する。

（平成十八年十月一日前から指定共同生活援助の事業を行なっている事業所に係る設備に関する特例）

13 指定共同生活援助事業者は、平成十八年十月一日前から存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（同日に基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものと除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第一百二十六第四項（第一百九十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、指定基準省

令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号）第百九条第二項及び第三項に定める基準によることができる。

（指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

14 第百三十三条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

15 第百三十三条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

二 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めることが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

る。

（平成十八年十月一日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）

17 平成十八年十月一日前から存する法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム（以下「身体障害者福祉ホーム」という。）、法附則第四十八条の規定によりなお從前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお從前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七

号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム（以下「知的障害者福祉ホーム」という。）又は旧精神保健福祉法第十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下この項及び附則第二十一項において「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、同日に基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活介護の事業等について、第百二十六条（第百九十七条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、第百二十六条第四項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、適用しない。

（指定宿泊型自立訓練に関する経過措置）

18 精神障害者生活訓練施設、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第二号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準）（平成十二年厚生省令第八十七号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第二十三条第一号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第一号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定特定知的障害者授産施設」とい。）（旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。）及び指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業についての第百五十四条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一人とすること」とあるのは、「一人とすること。ただし、精神障害者生活訓練施設及び精神

障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものを除く。）については二人以下と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものに限る。）、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮については四人以下とすることができる」と、同項第二号中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人当たりの床面積は」と、「七・四三平方メートル以上とすること」とあるのは「七・四三平方メートル以上とすること。ただし、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については四・四平方メートルと、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮については六・六平方メートルとすることができる」とする。

19 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第四条の規定の適用を受ける指定知的障害者通勤寮についての第一百五十四条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「一人」とあるいは「原則として四人以下」と、同項第一号中「七・四三平方メートル」とあるのは「一人当たり三・三平方メートル」とする。
(指定就労継続支援A型に関する経過措置)

20 平成十八年十月一日前から存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（以下「身体障害者授産施設」という。）のうち規則で定めるもの、精神障害者授産施設のうち規則で定めるもの又は知的障害者授産施設のうち規則で定めるもの（これらの施設のうち、同日に基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定就労継続支援A型を行う場合については、第百八十三条の基準を満たすための計画を提出したときは、当分の間、同条の規定は適用しない。
(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

21 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をることができることとされた旧身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの若しくは身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定期を受けていたもの（以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）、旧精神障害者福祉法のを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものと除く。）の

において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行いう場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第五十三条第一項、第八十二条第一項（第百四十四条及び第百六十六条において準用する場合を含む。）、第一百五十四条第一項又は第百七十五条第一項（第百八十七条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。
(従たる事業所に関する経過措置)

22 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定就労継続支援A型（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行いう場合において、平成十八年十月一日前から存する分場（整備省令による改正前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号）第五十一条第一項並びに旧知的障害者更生施設等指定基準第六条第一項及び第四十七条の十第一項に規定する分場をいい、これらの施設のうち、同日に基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、第八十条第二項（第百四十三条、第百五十三条、第百六十四条、第一百七十四条及び第百八十六条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事するものでなければならない。

指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

大分県知事　　瀬　　勝　　貞

大分県条例第六十三号
指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

第一章　総則（第一条～第四条）

目次

第二章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準（第五条～第八条）

第二節 設備に関する基準（第九条・第十条）

第三節 運営に関する基準（第十一条～第六十一条）

第三章 雜則（第六十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十八条第三項において準用する法律第三十六条第三項第一号並びに第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

二 支給決定障害者 法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。

三 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。

四 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。

五 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。

六 常勤換算方法 指定障害者支援施設の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

七 昼間実施サービス 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

（申請者の要件）

第三条 法第三十六条第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。

（指定障害者支援施設の一般原則）

第四条 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第五条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行ふ場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 利用者に對して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（一から四までに定めるところによる。）

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)及び(2)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ) (i)から(iii)までに掲げる平均障害程度区分（規則で定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数

(i) 平均障害程度区分が四未満 利用者（規則で定める者を除く。）及び(iii)に

おいて同じ。）の数を六で除した数

- ハ 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、イ及びロに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- ニ イ(1)又はロの生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- ホ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 四 就労移行支援を行う場合
- イ 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 (一から三までに定めるところによる。)
- (2) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
- (3) 職業指導員の数は、一以上とする。
- (4) 生活支援員の数は、一以上とする。
- (5) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上
- (6) サービス管理責任者 (一又は二に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数)
- (7) 利用者の数が六十以下のとき 一以上
- (8) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- ロ イの規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省令第二号）によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 (一から三までに定めるところによる。)
- (2) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
- (3) 職業指導員の数は、一以上とする。
- (4) 生活支援員の数は、一以上とする。
- (5) サービス管理責任者 (一又は二に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数)
- (6) 利用者の数が六十以下のとき 一以上
- (7) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。
- ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 五 就労継続支援B型（施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。）を行う場合
- イ 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 (一から三までに定めるところによる。)
- (2) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
- (3) 職業指導員の数は、一以上とする。
- (4) 生活支援員の数は、一以上とする。
- (5) サービス管理責任者 (一又は二に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数)
- (6) 利用者の数が六十以下のとき 一以上
- (7) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- ロ イの規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年厚生省令第二号）によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 (一から三までに定めるところによる。)
- (2) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
- (3) 職業指導員の数は、一以上とする。
- (4) 生活支援員の数は、一以上とする。
- (5) サービス管理責任者 (一又は二に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数)
- (6) 利用者の数が六十以下のとき 一以上
- (7) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。
- ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 六 施設入所支援を行う場合
- イ 施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(一又は二に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は規則で定める者に対するのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。
- (2) サービス管理責任者 (一又は二に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数)
- (3) 利用者の数が六十以下のとき 一以上

(二) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(2) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

ロ イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が同時に一又は複数

の利用者に対し一体的に行われるものをいう。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（従業者の員数に関する特例）

第六条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第十条において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第十条において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。第十条において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十九号）第十条において「指定障害児入所施設基準条例」という。）第五条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているものとみなすことができる。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）

第七条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第五条第一項第一号ニ、第二号ニ及びホ、第三号ニ、第四号ハ（ロ1）に係る部分を除く。）及びニ並びに第五号ロの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上を常勤とすることを足りる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、前条第一項第一号イ（3）及びホ、第二号イ（2）及びヘ、第三号イ（2）及びホ、第四号イ（3）、ロ（2）及びホ並びに第五号イ（2）及びホ、

の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち規則で定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、当該サービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

一 利用者の数の合計が六十以下のとき 一以上

二 利用者の数の合計が六十を超えるとき 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第八条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第二節 設備に関する基準

（設備）

第九条 指定障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 一の居室の定員は、四人以下とすること。

二 地階に設けないこと。

三 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

四 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

五 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

六 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

七 非常用報装置又はこれに代わる設備を設けること。

3 前項に規定するもののほか、指定障害者支援施設の設備の基準は規則で定める。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たつて支障がない範囲で兼用することができる。

（設備に関する特例）

第十条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定

を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設基準条例第六条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十一條 指定障害者支援施設は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行つたときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第四十五条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定障害者支援施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。
(契約支給量の報告等)

第十二条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害

福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。

3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十三条 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒ん

(連絡調整に対する協力)

第十四条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行つ者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十五条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者

支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適當な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十二年大分県条例第六十二号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第七十九条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第一百四十二条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第五十二条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（指定障害福祉サービス基準条例第一百八十八条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。
(受給資格の確認)

第十六条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第十七条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十八条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たつては、利用者の心

身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携等）

第十九条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たつては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等との連携に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に對して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第二十条 指定障害者支援施設は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第二十一条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受けた者以外の者に対し施設障害福祉サービスを提供した都度、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第二十二条 指定障害者支援施設は、前二項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

（指定障害者支援施設が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

2 前項の規定により金銭の支払を求めるものであつて、当該支給決定障害者に支払を求めるものであつて、当該支給決定障害者に支払を求めることが適當である場合に限るものとする。

者に對して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までの規定により支払を受けるときは、この限りでない。

（利用者負担額等の受領）

第二十三条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定障害者支援施設は、前二項の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に對し交付しなければならない。

5 指定障害者支援施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に當たつては、あらかじめ、支給決定障害者に對し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第二十四条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項（法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、

利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合

計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)

第二十五条 指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者による介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

第二十六条 指定障害者支援施設は、第二十三条第二項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第二十七条 指定障害者支援施設は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

第二十八条 指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

第二十九条 指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第三十条 指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

第三十一条 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

第三十二条 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合におい

て、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならぬ。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。

5 この場合において、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得なければならぬ。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定める方法により行わなければならない。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

11 サービス管理責任者は、前各項に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(相談等)

第三十二条 指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要

な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

（介護）

- 第二十九条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを取り替えなければならない。

- 5 指定障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 6 指定障害者支援施設は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 7 指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（訓練）

- 第三十条** 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日

常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、その利用者に対する負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

- 第三十二条** 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払等）

- 第三十三条** 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとしてはならない。

- 3 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

（実習の実施）

- 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

（実習の実施）

- 第三十四条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

3

障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第一項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

4

調理はあらかじめ作成された献立に従つて行われなければならない。

障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第一項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

第三十四条 指定障害者支援施設は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、

の求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

第三十五条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

5

指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

第三十六条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

（食事）

6

指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、地域で生産された食材を活用するとともに、季節を感じられる食事を提供するよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の供与等）

7

第三十七条 指定障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由

持のための適切な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならぬ。

（緊急時等の対応）

第三十九条 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保

持のための適切な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならぬ。

第四十条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

（施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）

第四十一条 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診

療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようしなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

3 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

金として支払を受けた金銭を規則で定める方法により管理しなければならない。
(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第四十三条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理等)

第四十四条 指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他他の管理を、一元的に行わなければならない。

3 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第四十五条 指定障害者支援施設は、規則で定める施設の運営についての重要な事項に関する運営規程（第五十一条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。
(勤務体制の確保等)

第四十六条 指定障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によつて施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定障害者支援施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十七条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第四十八条 指定障害者支援施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを従業者に周知しなければならない。

2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的な計画並びに通報体制及び連携体制は、施設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利害者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。

5 指定障害者支援施設は、災害時に他の障害福祉サービス事業を行う者等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

(衛生管理等)

第四十九条 指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第五十条 指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第五十一条 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第五十二条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たつては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行つてはならない。

指定障害者支援施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

卷之三

第五十三条 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく
り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2
皆定章書者支爰施又は、送業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務

上印り専ら利用者又はその家族の必需を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなけれ

ば
な
ら
な
い。
。

3 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその

家旅に際しての憲法を执行する際に
あらかじめ又書く。三語利用者はその家旅の同意

(青殿の是非等)

第七五十四條
七百五十九章 傷害者支援施設又は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が、適

初かづ門骨ご利用することができるようこ、当該旨定障害者支援施設が実施する事業の内

容に関する情報の提供を行うよう努めなければならぬ。

(利益供与等の禁止)

第五十五条 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者は、

若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者は対し、利用者又はその家族に

卷之三

2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは

他の障害福祉サービスを行ふ者等又はその従業者から利用者又はその家族を紹介するこ

(吉青招夬)

第五十六条 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又

第五十六条 指定障害者支援旅館は、その提供した旅館障害福祉サービスに関する利用者又

平成二十四年十二月二十一日

はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講じなければならない。

指定障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第四十八条第一項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第四十八条第一項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

指定障害者支援施設は、知事、市町村又は市町村長からの求めがあつた場合には、前三項の改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

指定障害者支援施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第五十七条 指定障害者支援施設は、その運営に当たつては、地域住民等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十八条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一條第二項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第四十八條第一項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

指定障害者支援施設は、知事、市町村又は市町村長からの求めがあつた場合には、前三項の改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

指定障害者支援施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

指定障害者支援施設は、知事、市町村又は市町村長からの求めがあつた場合には、前三項の改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

指定障害者支援施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

第五十七条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努めなければならない。

第五十八条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措

置を講じなければならぬ。

2 指定障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十九条 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第六十条 指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

(暴力団関係者の排除)

第六十一条 指定障害者支援施設は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

(第三章 雜則)

(委任)

第六十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(多目的室の経過措置)

2 平成十八年十月一日から存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営ができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の規定を受けているもの（以下「指定身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福

祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一

項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者療護施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第三号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営ができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十二条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第一号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）、旧知的障害者福祉法第二十二条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十二条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営ができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。）第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）若しくは同項第二号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号。）第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第九条第一項に規定する多目的室を設けないことができる。

（居室の定員の経過措置）

3

平成十八年十月一日以前から指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第九条第二項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

(居室面積の経過措置)

4 平成十八年十月一日前から存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設（旧身体障害者更生施設等指定基準附則第三条の適用を受けているものに限る。）、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第九条第二項の規定を適用する場合においては、同項第三号中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

5 平成十八年十月一日前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第九条第二項の規定を適用する場合においては、同項第三号中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。

6 平成十八年十月一日前から存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生施設等指定基準附則第二条第一項若しくは第四条第一項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であつて旧知的障害者更生施設等指定基準附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第九条第二項の規定を適用する場合においては、同項第三号中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

7 平成二十四年四月一日前から存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条による改正前の児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であつて、同日以後指定障害者支援施設となるものに対する第九条第二項の規定の適用については、当分の間、同項第三号中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。